

1 教育大綱の主旨や定義等について

教育大綱に関する文部科学省の通知内容は、以下のとおりとなっている。

※平成 26 年 7 月 17 日付け 文部科学省初等中等教育局長 発出

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について
(通知)」

(1) 主旨

- 地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、(略)、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

(2) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策を定めるものではない。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

(3) 記載事項

- 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。

2 次期教育大綱の策定に関する方向性について

令和 7 年度 第 1 回 総合教育会議 (令和 7 年 7 月 開催) において、以下の方向性について、御了解や御理解をいただいた。

- ① 現行の教育大綱 (総合計画) をベースに改訂を行うこと。
- ② 現在策定している第五次川越市総合計画や各個別計画 (教育振興基本計画、生涯学習基本計画、文化芸術振興計画、スポーツ推進計画など) の内容を踏まえた内容とすること。

3 次期教育大綱(案)について

資料 2 のとおりとしたい。

【参考】次期教育大綱(案)の概要

- 名称：第三次川越市教育大綱
- 期間：令和 8 年度～令和 12 年度 (5 年間)
- 内容：本市最上位計画である第五次川越市総合計画(案)の内容を基本とし、第四次川越市教育振興基本計画(案)などの各個別計画との整合を図った内容としている。
- 特徴：現在の川越市教育大綱と比べて、第五次川越市総合計画(案)における『教育・文化・スポーツ』の施策 (教育、学術及び文化に関する施策) と、『こども・子育て』(福祉等に関する施策)をはじめとした各種施策との連携を図っていく旨をより強調した内容となっている。

4 次期教育大綱の策定スケジュール(案)について

以下のとおり予定している。

日程	会議・手続等	内容等
11/19(水)PM 【本日】	総合教育会議	大綱案の協議
11/20(木)AM	庁議 ※本市最高意思決定機関	大綱案の確定 ※意見公募手続用の大綱案
11 月下旬～	意見公募手続 ※約 30 日間の実施	市民等からの意見聴取 ※意見を基に大綱案の調整
～3 月末	策定手続 (決裁など) ※手続後に公表	大綱の策定 ※大綱の内容を最終確定

※各個別計画 (教育振興基本計画、生涯学習基本計画、文化芸術振興計画等) の策定スケジュールと歩調を合わせて、次期教育大綱も策定予定